

○上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱

令和3年10月26日市長決裁

上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、市長が行う労働環境の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受注者」とは、市と契約を締結する者をいう。

2 この要綱において「下請負者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市が発注する契約に係る業務の一部を市以外の者から請け負う者又は受託する者

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により、市が発注する契約に係る業務に関し、市以外の者のために同法第2条第1号に規定する労働者派遣の役務を提供する者

3 この要綱において「労働者」とは、受注者又は下請負者等との契約により、市が発注する契約に係る業務に従事する者をいう。

(労働環境の確認を行う契約)

第3条 市長が労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 予定価格が5,000万円以上の建設工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の役務の提供に係る業務委託契約のうち、次のアからウまでに掲げる業務に係る契約

ア 庁舎その他の施設における次の（ア）及び（イ）に掲げる業務

（ア）清掃、有人警備又は受付若しくは案内に関する業務

（イ）機械、設備等の運転管理及び保守管理に関する業務

イ 学校給食に係る調理業務

ウ その他市長が必要と認める業務

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規

定する指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

- 2 市長は、発注しようとする契約が前項各号に掲げる契約に該当するときは、労働環境の確認を行う必要がある旨を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により行う公告、指名通知書（上尾市契約事務執行要綱（平成27年8月31日市長決裁）第8条の指名通知書をいう。）等に記載しなければならない。

（労働環境の確認の基準）

第4条 労働環境の確認は、次項に定めるものを除くほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準として行うものとする。

- 2 労働環境の確認のうち、最低賃金額（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額をいう。以下この項において同じ。）に係るものは、前条第1項第1号に掲げる契約にあつては農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価（埼玉県に係るものに限る。）を、同項第2号及び第3号に掲げる契約にあつては埼玉県について決定された同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を参酌して市長が別に定める1時間当たりの最低賃金水準額を基準として行うものとする。

（労働環境の確認の方法）

第5条 労働環境の確認は、受注者が第1号様式による労働環境確認書及び第2号様式による支払賃金報告書（以下これらを「確認書等」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 受注者は、市長の指定する期日までに、確認書等を市長に提出するものとする。
- 3 受注者は、下請負者等を使用するときは、当該受注者に係る確認書等と併せて当該下請負者等に係る確認書等を提出するものとする。
- 4 受注者は、第1項の規定により提出した確認書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに記載事項を変更した確認書等を市長に再提出するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による確認書等の提出又は前項の規定による確認書等の再提出があったときは、その内容を確認し、当該確認書等を保管す

るものとする。

(調査及び改善の指示)

第6条 前条第1項の規定による労働環境の確認の結果、市長が必要と認めるときは、受注者に対して事情の聴取その他の調査を行い、労働環境調査票(第3号様式)を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、労働環境の改善が必要と認めるときは、同項の規定による調査を行った受注者に対し、労働環境改善通知書(第4号様式)によりその旨を通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に基づいて労働環境の改善を図り、市長が指定する期日までに、その内容を労働環境改善報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。この場合において、市長が特別の事情があると認めるときは、その期日を延長することができる。

(不適切な労働環境に対する措置)

第7条 市長は、受注者が労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守していないこと又は労働者に対して支払う賃金が著しく低額であることを確認した場合において、必要があると認めるときは、労働基準監督署その他の関係機関に通報するものとする。

2 市長は、受注者がこの要綱の趣旨に反する行為を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)第3条第1項の規定に該当すると認めるときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、労働環境の確認に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る労働環境の確認について適用する。

(準備行為)

3 第3条第2項の規定による記載については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和6年3月28日市長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る労働環境の確認について適用する。

労働環境確認書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

提出者（受注者・下請負者等）※いずれかに○

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

契 約 名

(工事、委託業務等の名称) _____

回答欄のいずれかの□にレ点を付けてください。

区 分	設 問	回 答
労働条件	(1)労働契約又は雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を文書で明示していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2)就業規則を作成し、労働者に対して周知していますか。また、労働基準監督署に届け出ていますか。※常時10人以上の労働者がいる場合は、作成及び届出が必要です。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(3)労働基準法第36条の規定による協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、運用は、当該協定に基づき適正に行われていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働時間	(4)労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5)有給休暇及び休日を適切に付与していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
賃 金	(6)時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(7)賃金について、通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
安全衛生	(8)安全衛生管理体制を適正に整備し、運用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(9)労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
各種保険	(10)労働保険の加入、社会保険の加入等の手続を適正に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
法定帳簿等の整備	(11)法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(12)労働条件通知書（雇入れ通知書）を作成し、労働者に交付していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「いいえ」の□にレ点をつけた場合は、設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

支払賃金報告書

(宛先)

年 月 日

上尾市長

提出者（受注者・下請負者等）※いずれかに○

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

契 約 名

(工事、委託業務等の名称) _____

【建設工事請負契約の場合】

(円)

職 種	最低賃金水準額 (1時間あたり) ①	支払賃金の最低額 (1時間あたり) ②	差額 ② - ①

【業務委託契約又は指定管理協定の場合】

(円)

職 種	支払賃金の最低額 (1時間あたり)

- ・この報告書は、工事完成通知書又は業務完了報告書とともに市に提出してください。
- ・下請負契約を締結する場合は、下請負で従事する者に支払う賃金の最低の額を支払賃金報告書に記入し、受注者（元請負）が取りまとめて提出してください。
- ・業務委託契約又は指定管理協定の場合は、職種欄に「業務委託」もしくは「指定管理」と記入し、「支払賃金の最低額」の欄に「〇〇〇円」と記入してください。

<記入に当たっての注意事項>

1 労働者の範囲（職種）について

- (1) 本契約における工事に従事する者で、公共工事設計労務単価で区分される職種の労働者とする。
- (2) 雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入すること（現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含まない。）。

2 最低賃金水準額及び支払賃金の最低額について

- (1) 該当する職種ごとに、下表の最低賃金水準額と労働者に支払う賃金の最低の額を記入すること。
- (2) 1時間当たりの支払賃金額は、次のとおり算出すること。

$(\text{基本給相当額} + \text{基準内手当} + \text{臨時の給与、賞与等} + \text{実物給与}) \div 1 \text{ か月の労務日数} \div 1 \text{ 日の実稼働時間}$

※基準内手当とは…扶養手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、職場手当、技能手当、精勤手当等

■職種の区分及び最低賃金水準額【令和 年 月適用】

(1時間当たり：円)

職 種	最低賃金水準額	職 種	最低賃金水準額
01 特殊作業員		27 普通船員	
02 普通作業員		28 潜水士	
03 軽作業員		29 潜水連絡員	
04 造園工		30 潜水送気員	
05 法面工		31 山林砂防工	
06 とび工		32 軌道工	
07 石工		33 型わく工	
08 ブロック工		34 大工	
09 電工		35 左官	
10 鉄筋工		36 配管工	
11 鉄骨工		37 はつり工	
12 塗装工		38 防水工	
13 溶接工		39 板金工	
14 運転手（特殊）		40 タイル工	
15 運転手（一般）		41 サッシ工	
16 潜かん工		42 屋根ふき工	
17 潜かん世話役		43 内装工	
18 さく岩工		44 ガラス工	
19 トンネル特殊工		45 建具工	
20 トンネル作業員		46 ダクト工	
21 トンネル世話役		47 保温工	
22 橋りょう特殊工		48 建築ブロック工	
23 橋りょう塗装工		49 設備機械工	
24 橋りょう世話役		50 交通誘導警備員 A	
25 土木一般世話役		51 交通誘導警備員 B	
26 高級船員			

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。

労働環境調査票

年 月 日

契 約 名

(工事、委託業務等の名称) _____

担当部署	課	担当		
担当者			内 線	
聴取日時	年	月	日	午前・午後 時 分
受注者				
受注先担当者			電 話	

労働環境確認書・支払賃金報告書の調査該当項目及び聞き取りの内容等を詳しく記入

※労働環境確認書・支払賃金報告書の写しを添付してください。

第4号様式（第6条関係）

労働環境改善通知書

年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出された市との契約に係る労働環境を確認したところ、下記のとおり不適正な事項が確認されたので、上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱第6条第2項の規定により、改善されるよう通知します。つきましては、労働環境改善報告書（第5号様式）を 年 月 日までに提出してください。

記

契 約 名

(工事、委託業務等の名称)

番 号	指 示 内 容	根 拠 法 令 等

労働環境改善報告書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

受注者 所在地
商号又は名称
代表者の氏名

年 月 日付け労働環境改善通知書により通知された市との契約に係る指示内容については、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

契 約 名
(工事、委託業務等の名称) _____

番 号	改 善 内 容	改 善 日